

質問に対する回答について
工事名) 秋田自動車道 横手工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	特記仕様書 P8 の 7-2 埋蔵文化財の記載において、前郷地区本線外盛土場及び美砂古沼本線外盛土場の埋蔵文化財調査について計画されている調査は、令和 7 年 6 月に完了すると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	そのとおりです。
2	特記仕様書 P67 の 29-24 ずり処理工の記載にあります、ずり処理工 A 5 (要管理土、冬期間) について、大沢トンネルのずり処理工 A 5 も前郷地区本線外盛土場への仮置きと考えて宜しいでしょうか、ご教示願います。 設計業務成果品においては、横手トンネルへの仮置きと計画されていることから、確認させていただきます。	そのとおりです。
3	特記仕様書 P70~71 の 29-26 の濁水処理工について、トンネル掘削時の要対策土の影響が濁水処理後の処理水で確認された場合は、設計変更の対象と考えて宜しいでしょうか、ご教示願います。	「質問に関する注意事項」に記載のとおり、変更協議の対象か否かなどの契約締結後の取り扱いに関する質問はお答えできません。
4	数量明細表 P28 の 325 特- (15) 地すべり抑制工 排水ボーリング工 (L=53m) について、地質状況により穴曲がりが発生し集水井から既往の 4 号集水井へ到達できなかった場合、設計変更の対象と考えて宜しいでしょうか、ご教示願います。	質問番号 3 に対する回答のとおりです。

5	<p>特記仕様書 P13 の 10 工事用電力に関する事項において、受電設備に関する事項として、東北電力 (株) との協議の中で、キュービクルに高調波対策機器の取り付けを要請された場合は、設計変更の対象と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>質問番号 3 に対する回答のとおりです。</p>
6	<p>特記仕様書 P9 の 8 自工区内及び自工区外盛土場に関する事項の自工区内盛土場の関連で、前郷地区本線外盛土場の林道について、工事着手時における既設林道の規制協議等の条件が明確となっておりますでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>工事契約後、施工計画に基づき確認してください。</p>
7	<p>特記仕様書 P9 の 8 自工区内及び自工区外盛土場に関する事項の自工区内盛土場の関連で、前郷地区本線外盛土場の林道について、工事期間における既設林道の一部区間を通行止めしての工事を行うことは可能でしょうか。ご教示願います。</p>	<p>特記仕様書 11-6 (2) に記載する道路以外の通行止め予定はありません。</p>
8	<p>割掛対象表の【仮設備工事費】支保工費について 大沢トンネル及び横手トンネルの終点側坑門工 (持ち込み雪対策拡幅部及びすり付け部) は、明り工事の型枠 (型枠 C) 及び支保工での施工と思われませんが、各々の型枠及び支保工構造の詳細について、ご教示願います。</p>	<p>貴社の施工計画に基づきお考えください。</p>

9	<p>割掛対象表の【仮設備工事費】支保工費について</p> <p>大沢トンネル及び横手トンネルの終点側坑門工（持ち込み雪対策拡幅部及びすり付け部）の各々の型枠C及び支保工構造の詳細について、工事車両が通行可能な構造で考えられておりますでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>質問番号8に対する回答のとおりです。</p>
10	<p>割掛対象表の【仮設備工事費】支保工費について</p> <p>大沢トンネル及び横手トンネルの終点側坑門工（持ち込み雪対策拡幅部及びすり付け部）の各々の型枠C及び支保工構造の詳細について、移動式型枠支保工の構造で考えられておりますでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>質問番号8に対する回答のとおりです。</p>
11	<p>特記仕様書 盛土工B1・B2</p> <p>関連工事から発生した土砂等を荷受けすることになっていますが、荷受けの方法(引渡し場所や方法)をご教授願います。</p>	<p>引渡し場所は、特記仕様書29-6(1)に記載のとおりです。</p> <p>引渡し方法は、工事契約後、別途監督員・他工事受注者と協議するものとしてお考えください。</p>
12	<p>かご枠工・補強土壁工・用排水溝、用排水管、集水ます、地下排水工</p> <p>構造物掘削の土砂区分が不明ですのでご提示願います。</p>	<p>令和6年8月30日掲載「質問に対する回答について⑦」質問番号25に対する回答のとおり、径1.00m以上の排水構造物工は契約項目 構造物掘削の計上になり、土砂区分は特記仕様書に記載のとおりです。</p> <p>他の排水構造物工に係る掘削施工歩掛は、土木工事積算基準に記載のとおり、土質区分を「土砂」としてお考えください。</p> <p>かご枠工、補強土壁工については関連する設計図書を確認の上、貴社にて算出してください。</p>

1 3	<p>特記仕様書 構造物掘削 特殊部 N1・N2(PC アンカー工の撤去・処分)は工事内で処分することによりよろしいでしょうか確認いたします。</p>	<p>特記仕様書 29-7 (1) 構造物掘削 特殊部 N1・N2 (4) に記載のとおりです。</p>
1 4	<p>特記仕様書 仮設物設置・撤去工 (5)支払に『処分費』が含まれていますが、これは土のう袋の袋及び中詰め土の処分を指すのでしょうか確認いたします。</p>	<p>特記仕様書 29-47 (5) 支払に記載する「処分費」とは、仮設物設置・撤去工に係る処分費を指します。 なお、仮設物設置・撤去工のうち処分が対象になる単価項目については、特記仕様書 29-47 (2) 種別を参照してください。</p>
1 5	<p>特記仕様書 仮設物設置・撤去工 仮設落石防護柵設置・撤去工は『撤去後は発生材仮置きヤードへ運搬し、仮置き』としていますが、仮設落石防護柵賃料はそのリース料としています。 そこで、リース品を仮置きするということがよろしいか確認いたします。</p>	<p>そのとおりです。</p>
1 6	<p>構造物掘削 普通部 A1 管渠工 STA. 201+71.941 の残土の処分先が指定されていませんが、特記仕様書では、本線部、前郷地区本線外盛土場、美砂古沼本線外盛土場、柳田地区工専用進入路に流用するとなっているため、これらのいずれかに搬出するということがいいか確認いたします。</p>	<p>そのとおりです。</p>

17	<p>特記仕様書 14-4 工事用道路の維持・補修</p> <p>『工事用車両泥落とし装置 B については、関連工事から引継ぎ、別の関連工事で 撤去予定の泥落とし装置(購入品)であり、本工事での設置・撤去等の費用は計上しない』とあり、割掛対象表参考内訳書の工事用車両泥落とし装置費では工事の内容を『工事用車両泥落とし装置(リース品)のリース費、設置・撤去費、運搬費をいう』としています。通常、工事用車両泥落とし装置の清掃等の維持費用が必要になりますが、その費用はどこに計上すればいいでしょうかご教授願います。</p>	<p>積算および割掛対象表参考内訳書に関する質問にはお答えできませんので、貴社の施工計画・積算基準に基づきお考えください。</p>
18	<p>特記仕様書 14-4 工事用道路の維持・補修</p> <p>『本特記仕様書 14-1 「工事用道路の指定」に示す箇所について散水・清掃等の維持は受注者が行うもの』とありますが、指定された工事用道路には国道、県道、市道、工事用進入路等がございますが、国道や県道も散水・清掃することによってよろしいか確認いたします。</p>	<p>そのとおりです。</p>
19	<p>9/10 質問回答番号 13 にて濁水処理施設設備の設置撤去及び 9/17 質問回答 6,7 にてフリッカ設備は各トンネルで1回ずつ合計 2 回を想定しているとありました。同様に覆工型わく、給水設備、吹付設備等のトンネル仮設備も各トンネルで用意すると想定されていますでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>契約項目 型わく T は令和 6 年 10 月 3 日掲載「質問に対する回答について⑬」質問番号 4 に対する回答のとおりです。</p> <p>割掛項目 吹付設備費・給水設備費は割掛対象表参考内訳書に記載のとおりです。</p>

20	設計図(附帯工)100/109 右下部に連結部詳細図があります。下部の説明③に間詰コンクリート(設計基準強度24N/mm ²)…とありますが、左下部にある数量表に記載が無い様に思われますが、当初は計上せず設計変更での対応と考えてよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	間詰コンクリートの施工は現場合わせになりますので、貴社にて想定される費用を特記仕様書29-35(6)に記載のとおり、当初から計上してください。
----	---	---